

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日令和 3 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)

一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人永山会

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名 理事長 津田 知宏

住 所 〒612-8208
京都市伏見区下鳥羽但馬町 150 番地

電 話 番 号 075-605-1026

一般事業主行動計画を（策定・変更）したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条第 1 項又は第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 127 人
男性労働者の数 64 人
女性労働者の数 63 人

2. 一般事業主行動計画を（策定・変更）した日 令和 4 年 3 月 25 日

3. 変更した場合の変更内容
① 一般事業主行動計画の計画期間
② 目標又は女性活躍推進対策の内容（既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。）
③ その他

4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
① 事業所内の見やすい場所への掲示
② 書面の交付
③ 電子メールの送信
④ その他の周知方法
()

6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
① インターネットの利用（女性の活躍推進企業データベース／自社のホームページ／その他（ ））
② その他の公表方法
()

7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
① インターネットの利用（女性の活躍推進企業データベース／自社のホームページ／その他（ ））
② その他の公表方法
()

8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
(1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 (済)
(2) 選択項目の状況把握・分析の実施（把握した場合、その代表的なもののみを記載）
(採用した労働者に占める女性労働者の割合は 49%)

一般事業主行動計画の担当部局名	
(ふりがな) 担当者の氏名	星川 光

社会福祉法人永山会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日

2. 当法人の課題

- ・当法人は女性職員の割合は 49% を占め、女性職員が活躍している。
- ・育児介護休業を取得する人が少ない。
- ・管理職の残業が多い時期があり、職場環境の整備をするために仕事と家庭の両立を推奨する。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

職員 1 人あたりの月平均残業時間を 15 時間以内とする

〈実施時期・取組内容〉

- ① 2022 年 8 月～ ・全職員を対象として、長時間労働削減に関するアンケートを実施する
- ② 2022 年 11 月～ ・アンケート結果を分析し、全職員が閲覧出来る場所に掲示するとともに、結果を踏まえた課題、施策を経営会議の議題とする。
- ③ 2023 年 4 月～ ・部署ごとの平均残業時間を毎月集計し、経営会議で確認できるようにする。各部署において所属長から残業時間削減のための取組を示す。
- ④ 2023 年 7 月～ ・部署ごとに業務効率化に向けての計画を策定し、計画に沿って実施する。
- ⑤ 2024 年 4 月～ ・部署ごとに業務効率化の実施報告し、全施設で共有する
- ⑥ 2024 年 8 月～ ・部署ごとに平均残業時間の年間集計を実施し、取組内容を振り返る
- ⑦ 2025 年 3 月～ ・部署ごとに 2022 年 4 月から 2025 年 2 月までの平均残時間の集計を報告し、今後も継続して実施出来るように共有する。

目標 2

育児介護休業を取得しやすいように周知し、休業取得を推奨する。

〈実施時期・取組内容〉

- ① 2022 年 7 月～ ・ 全社員を対象として育児介護休業の取得を促進するため
育児介護休業の説明会を行う
- ② 2022 年 9 月～ ・ 育児介護休業のポスターを掲示し、継続的に促進させる。
- ③ 2022 年 11 月～ ・ 育児介護休業の取得に対するアンケートを実施する。
- ④ 2023 年 1 月～ ・ 育児介護休業の取得に対するアンケート結果を分析し、
全社員が閲覧できる場所に掲示するとともに公表する。
- ⑤ 2023 年 3 月～ ・ 育児介護休業を取得しやすい環境を維持するために、組織
全体で推奨していく。